

別府市事業承継支援補助金交付要綱

制定 令和 7 年 5 月 23 日

別府市告示第 226 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中小企業者の円滑な事業承継を図ることを目的とし、別府市事業承継支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 50 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する会社及び個人をいう。

(2) 第三者承継 譲り手から継ぎ手に中小企業者である会社が営む事業の全部若しくは一部又は中小企業者である個人が営む事業を承継することをいう。ただし、次に掲げる要件を全て満たす事業の承継に限る。

ア 三親等以内の親族間での事業の承継でないこと。

イ 市内に本店又は主たる事業所（法人にあっては、支店等を含む。）を有する事業の承継であること。

ウ 市内に本店又は主たる事業所（法人にあっては、支店等を含む。）を置き、承継した事業を継続すること。

エ 個人事業主として事業を承継する場合にあっては、当該個人事業主は、市内に居住していること。

オ 事業の承継に当たって、譲り手及び継ぎ手の双方が大分県事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継及び引継ぎに関する支援を受けていること。

カ 承継する事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定による許可又は届出を要

する事業でないこと。

キ 承継する事業は、フランチャイズ契約による事業又はこれに類する形態の事業でないこと。

(3) 譲り手 第三者承継において、株式又は経営資源を譲り渡す中小企業者（中小企業者である会社を譲り渡す場合は、当該会社の経営権を有する者）をいう。

(4) 継ぎ手 第三者承継において、株式又は経営資源を譲り受ける中小企業者及び当該第三者承継により事業を営むことになる個人をいう。
（補助事業及び補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

(1) 過去5年以内に補助金の交付を受けた者。ただし、同一年度に同一の第三者承継において、別表の1の項及び3の項の補助事業に対する補助金の交付を受ける場合を除く。

(2) 市税を滞納している者

(3) 補助事業に係る補助対象経費に対し、国又は県から金銭による補助、助成等を受ける者

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(5) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象経費は、次条に規定する申請の日から同日が属する年度の3月末までの期間に支払った費用を対象とす

る。

- 4 第1項の規定にかかわらず、補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市事業承継支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、補助事業を実施する前に市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付することができないやむを得ない理由があると認める書類については、添付を省略することができる。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 収支予算書（様式第4号）

(4) 補助対象経費の内容が明らかとなるもの（事業、株式又は持分の譲渡契約書案、見積明細書等）

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助金交付の適否を決定し、別府市事業承継支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付を決定した通知（以下「決定通知」という。）を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けるまでに申請を取り下げるときは、別府市事業承継支援補助金交付申請取下げ書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとする。

（変更等の申請）

第 8 条 補助事業者は、第 5 条に規定する申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別府市事業承継支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 7 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の適否を決定し、別府市事業承継支援補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第 8 号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から 30 日が経過する日又は決定通知の発出日が属する年度の末日のいずれか早い日までに別府市事業承継支援補助金実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第 10 号）
- (2) 収支決算書（様式第 11 号）
- (3) 補助対象経費の内容が明らかとなるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に相当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別府市事業承継支援補助金額確定通知書（様式第 12 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 11 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付請求をしようとするときは、別府市事業承継支援補助金交付請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

（決算書の提出）

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する事業年度から起算して 3 年間、毎事業年度の決算書を当該事業年度の終了後 3 月以内

に市長に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、決定通知を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等を処分してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、補助金に係る帳簿（預金通帳、金銭（預金）出納簿等）及びその他証拠書類（契約書、領収書等）は、補助金の決定通知を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者にその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（2）この要綱の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（3）その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
1 事業譲渡契約により第三者承継を行う事業	継ぎ手	(1) 譲渡費用（事業譲渡契約書に記載している譲渡財産（土地を除く。）に限る。） (2) アドバイザリー契約に基づき支払う成功報酬 (3) 企業価値評価に要する費用 (4) デューデリジェンス実施に係る費用 (5) 事業譲渡契約書の作成に係る費用 (6) 不動産売買の登記に要する費用 (7) 定款変更等の登記に要する費用 (8) 許認可等申請費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、100万円を上限とする。
2 株式譲渡契約又は持分譲渡契約により第三者承継を行う事業	継ぎ手	(1) アドバイザリー契約に基づき支払う成功報酬 (2) 企業価値評価に要する費用 (3) デューデリジェンス実施に係る費用 (4) 株式譲渡契約書又は持分譲渡契約書の作成に係る費用 (5) 不動産売買の登記に要する費用 (6) 定款変更等の登記に要する費用 (7) 許認可等申請費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、50万円を上限とする。
3 事業譲渡契約による第三者承継の日が属する年度の翌年度末までに第三者承継が行われたことの広	継ぎ手	(1) 広報に係る費用 (2) 市内の店舗、事務所等の改装工事に要する費用 (3) 市内の店舗、事務所等で使用する機械器具等の調達費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた

報 及 び 設 備 投 資 を 行 う 事 業			額とし、100万円（1の項の規定による補助金の交付を受ける場合は、100万から当該補助金の額を控除して得た額）を上限とする。
4 株式譲渡契約又は持分譲渡契約による第三者承継の日が属する年度内に第三者承継が行われたことの広報及び設備投資を行う事業	第三者承継により事業承継される会社（法人）	(1) 広報に係る費用 (2) 市内の店舗、事務所等の改装工事に要する費用 (3) 市内の店舗、事務所等で使用する機械器具等の調達費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、50万円を上限とする。
5 株式譲渡契約又は持分譲渡契約による第三者承継（2の項の規定による補助金の交付がされていないものに限る。）の日が属する年度の翌年度に第三者承継が行われたことの広報及び設備投資を行う事業	第三者承継により事業承継される会社（法人）	(1) 広報に係る費用 (2) 市内の店舗、事務所等の改装工事に要する費用 (3) 市内の店舗、事務所等で使用する機械器具等の調達費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とし、50万円を上限とする。